平成２５年（フ）第６６３号
熊本市北区清水新地１丁目２番60号　レオパレスヴィラナターレ205
債務者　藤井　咲妃
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６７４号
熊本市北区龍田８丁目20番38号　ルネス・ワイアール205号
債務者　江良　純子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６７９号
熊本県菊池郡大津町大字高尾野650番地、前住所熊本県菊池郡大津町大字大津1609番地立石団地102
債務者　佐藤　香織
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６８３号
熊本市中央区水前寺４丁目７番13号　渡瀬第１団地206号、前住所熊本市尾ノ上３丁目７番12号
債務者　林　　久徳
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５８１号
千葉県松戸市栄町６丁目430番地の４　松戸荘308号
債務者　高塚　　忍
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６０５号
千葉県松戸市河原塚35番地の１　コスモグリーンハイツ101号
債務者　廣田　和樹
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６０６号
千葉県松戸市河原塚35番地の１　コスモグリーンハイツ101号
債務者　廣田　麻紀
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５６号
愛媛県八幡浜市保内町須川2524番地３
債務者　徳井香寿美
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第５７号
愛媛県八幡浜市保内町須川2524番地３
債務者　徳井　智治
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第３７５号
沖縄県浦添市伊祖１丁目15番22―303号　丸豊マンション
債務者　砂川　有史
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３７６号
沖縄県浦添市伊祖１丁目15番22―303号　丸豊マンション
債務者　砂川カズ子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６０７号
神戸市兵庫区湊町３丁目３番４号　湊町パークハイツ202、従前の住所神戸市灘区篠原中町１丁目１番19号　山形ハイツ102
債務者　三上　俊明
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８１１号
神戸市兵庫区福原町７番12号　ライトマンション品川801号
債務者　旬彩屋彩葉こと　長谷川紀子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８５５号
神戸市北区有野台５丁目３番地　B48棟502号、従前の住所神戸市北区有野町唐櫃3049番地の３　C棟
債務者　塚部すえ子
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３号
兵庫県南あわじ市倭文庄田949番地
債務者　納　　信子（旧姓矢本・杉原）
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第２００９号
名古屋市名東区にじが丘３丁目17番地　名古屋市にじが丘荘309号、従前の住所名古屋市中川区豊成町１番４―222号　豊成団地
債務者　馬場　涼子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部